

藤沢市法人立保育所施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、待機児童解消のための法人立保育所の創設や老朽改築による保育環境整備など、法人立保育所の施設整備に要する費用の一部に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「法人立保育所」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により設置される保育所をいう。

2 この要綱において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

種類	整備区分	整備内容
新設	創設	新たに施設を整備すること。
修理	大規模修繕等	既存施設について、令和5年8月22日こ成事第426号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」に準じて整備すること。 地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策として高台への移転を図るため、改築又は増強等の整備を行う事業（以下「耐震化等整備事業」という。）のうち、改築整備を除く事業においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 ①給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ②その他必要と認められる上記に準ずる工事
改造	増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
	増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
	改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。 耐震化等整備事業のうち、改築整備をすること。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる事業は、設置主体が社会福祉法人による認可保育所とする。

- 2 補助の対象となる経費は、前条で規定する施設整備であって、国又は県の施設整備に対する補助金交付要綱等（以下「国・県補助金交付要綱等」という）において対象となる経費のうち、当初契約分のみを対象とし、市長が必要と認めるものとする。ただし、やむを得ず工事変更契約や追加工事等を要する場合で、対象経費かつ予算の範囲内において市長が必要と認める場合はこの限りではない。

（補助額の算出方法等）

第4条 この補助金の補助額は、次により算出されるそれぞれの額の合計額とする。

- (1) 国・県補助金交付要綱等により算出される額（市負担分を含む）
(2) 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じてそれぞれア又はイに掲げる額

ア 県の施設整備に対する補助金交付要綱が適用される場合

本体工事・特殊附帯工事費・既存施設の解体撤去工事費・仮設施設整備工事費に係る各実支出額と国・県補助金交付要綱等に規定されている各基準額との差額の合計に3分の2を乗じて得た額（ただし、限度額を1億円とする。）

イ 国の施設整備に対する補助金交付要綱が適用される場合

補助基準額に割り戻した額とアに規定する各実支出額との差額の合計に3分の2を乗じて得た額（ただし、限度額を1億円とする。）

- 2 前項の規定により算出した補助金に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
3 複数年度にわたっての整備を行う場合、各年度の補助金の交付額は、当該年度における施設整備工事の進捗率に基づき支払うものとする。この場合、初年度の交付額は、3月末日における進捗率に基づいて算定することとする。ただし、国・県補助金により市が交付を受ける額が進捗率によらず、施設整備工事の完了後に交付される場合は、この限りではない。

（補助金交付の申請手続）

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、藤沢市法人立保育所施設整備費補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、補助対象事業の着手前に市長に提出しなければならない。ただし、事業の性質上、事業の着手前に申請することが困難と認められる場合はこの限りではない。

（補助金交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、藤沢市法人立保育所施設整備費補助金交付決定通知書（第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、次の各号に掲げる条件を付けて、当該補助金の交付を決定するものとする。

(1) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。

ア 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を

除く。)

イ 建物等の用途

ウ 利用定員

- (2) 事業を中止又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具及びその他財産については、事業の補助財源の対象となる国・県補助金交付要綱等において示された価格を超える場合、補助金等に係る予算の適正化に関する法律（以下「適正化法」という。）施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産は、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の補助財源の対象となる国・県補助金交付要綱等において示された日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (8) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、国又は県の定める様式により速やかに市長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告は行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市長に納付させることがある。

- (9) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金

を除く。

- (10) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (12) 本項において付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市長に納付させることがある。

(届出義務)

- 第7条 補助金の交付を受けて事業を行うものは、事業に着手するときにあつては、藤沢市法人立保育所施設整備事業着手届（第5号様式）に、必要書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 事業が完了したときにあつては、藤沢市法人立保育所施設整備事業完了届（第6号様式）を、部分完了したときにあつては、藤沢市法人立保育所施設整備事業部分完了届（第7号様式）に、それぞれ必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(事業の計画変更)

- 第8条 第6条第1項の規定により、補助金交付の決定通知を受けたものが、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに藤沢市法人立保育所施設整備事業計画変更承認申請書（第9号様式）に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により申請があつたときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、藤沢市法人立保育所施設整備事業計画変更承認通知書（第11号様式）により通知する。

(事業実績報告書の提出)

- 第9条 補助金の交付を受けたものは、当該事業が完了または部分完了したときは、藤沢市法人立保育所施設整備事業実績報告書（第12号様式）に必要書類を添えて、事業完了後25日以内に市長に提出しなければならない。

(補助金の交付時期)

- 第10条 補助金の交付時期は、藤沢市法人立保育所施設整備事業完了届（第6号様式）または藤沢市法人立保育所施設整備事業部分完了届（第7号様式）に基づき、当該事業が申請どおり完了したことを確認した後とする。
- 2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするものは、別に定める請求書を指定する日までに市長に提出しなければならない。

(備付帳簿)

第11条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第12条 補助金の交付を受けたものは、当該補助金により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間及び同財産の承認基準については、適正化法及び同法施行令の規定並びにこども家庭庁が定める承認基準を準用する。

(補助金の返還)

第13条 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について補助金を返還することを命ずる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助金の交付を受けたものは、実績報告後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、国・県補助金交付要綱等に定める様式により、速やかに市長に対して報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市法人立保育所施設整備費補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成32年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年11月1日から施行し、改正後の藤沢市法人立保育所施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和5年11月27日）

（施行期日）

1 この要綱は、公表の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

（検討）

2 市長は、令和8年3月31日までにこの要綱の執行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。